慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	ヘルマン・マンハイム編『刑事学のパイオニア達』(刑事学叢書第一巻)
Sub Title	Hermann Manheim (ed.) : Pioneers in criminology, the library of criminology No. 1
Author	宮沢, 浩一(Miyazawa, Kōichi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication	1962
year	
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and
	sociology). Vol.35, No.5 (1962. 5) ,p.96- 102
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara _id=AN00224504-19620515-0096

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

らに過去の人物、事実を物語り的に記述することをまず、厳にいま

心を致すとき、配慮しなければならない事項は少くないが、いたず

紹介と批評

Pioneers in Criminology

Edited and introduced by Hermann Manheim

The Library of Criminology. No. 1. (1960)

ヘルマン・マンハイム編

『刑事学のパイオニア達』(刑事学叢書第一巻)

を心掛ける者も、その輝かしい過去の先達の足跡をたどる必要に迫の姿をみることが出来た。従つて、現代刑事学研究に寄与することいる刑事学は、多くのすぐれた先駆者の研究、努力によつて、今日1 比較的最近になつて誕生し、近時、めざましい発展をとげて

しめなければならないであろう。なるほど、研究の第一歩は事実の述ではなくして、それの意味づけにある。歴史上、その人物、事物が如何なる存在の意味を有していたか。それが存在したことによって、現在に如何なる影響を及ぼしたか。我々の歴史をモメントとする研究は、常に分析的かつ機能的でなければならない。なめ、単立とを厳にいましめなければならない。イタリアの一部に今なおあるように、ロンブローソ、フェリー等の研究の跡づけのみに追おあるように、ロンブローソ、フェリー等の研究の跡づけのみに追おあるように、ロンブローソ、フェリー等の研究の跡づけのみに追おあるように、ロンブローソ、フェリー等の研究の跡づけのみに追おあるように、ロンブローソ、フェリー等の研究の跡づけのみに追おあるように、ロンブローソ、フェリー等の研究の跡づけのみに追おあるように、ロンブローソ、フェリー等の研究の第一歩は事実のこれなるほど、それ等の多くの先学が、刑事学の発展に大きな歴史的なるほど、それ等の多くの先学が、刑事学の発展に大きな歴史的なるほど、研究の第一歩は事実のころではない。

からである。 るからであり、努力を無駄に空転させることを防ぐことにも役立つるからであり、努力を無駄に空転させることを防ぐことにも役立つをもつことが、ともすれば見失いがちな学びの道を正すことにもな られる。何となれば、現在の己れを知り、将来の方向を見定める時

我々が過去に目を向け、さまざまに方向づけられた学説の分脈に

に価するものであり、これらに対する評価は、現代刑事学という視進展に寄与した過去の業績は、すべて等しく我々の考慮の対象たる

ぶさかではないが、私としては、学説史の方法としては、刑事学の

方向づけをしたことは事実であり、私もその功績を認めることにや

点からなさるべきであると強調したいのである。本誌の読者である

刑事学のパイオニアの諸群像である。刑事学は、これらのすぐれた 塾生諸君に、 特に一読をすすめたいのが、ここに紹介しようとする

占める意味は、今日でも依然として変らぬ評価に服するものである。 刑事学は若い学生に喜びを与え、希望を与える学であり、未だ解 l

多くの人々の努力によつて今日の姿をみた。その成果、その歴史上

本書は、

マンハイムの他にグローバー

(E. Glover)

とミラー

 $\widehat{\Xi}$

て、 決のつかない諸多の難問題を抱えた若い学問である。そ れ 灰色の学問でもなければ、 それを語ることが、諸君に憂欝な気 は 決

る者は、 持を起させるものでもない。 その深い楽しさを味わうに違いない。 本書を披いて、 刑事学の山脈に分け入

史は、 げるに至つたかを知ることが出来る。このような形での刑事学の歴 幼時においていかなる体験をし、それが起因となつてその一生を捧 き起し、 殊に、 特に、 犯罪、犯罪人、司法制度に対して、これらの人々が、その 各歴史上の人物に対して、そのライフ・ヒストリーから説 刑事学を学ばんとする学生の興味をひかない 筈 が な

任の地位を去つたノースウェ Police 及び警察科学雑誌 Science)」 に発表されたものであつて、一九六〇年に編集主 (Journal of Criminal Law, Criminology スタン大学教授ゴウルト (Gault) and の

紹

介

٤ 批

評

V;

П

本書は十九の論文よりなり、これらはいずれも「刑法、刑事学

た。

を書いている。 しているドイツ系の刑法学者ヘルマン・マンハイムが編集し、 委嘱により、現在ロンドン大学の経済政治研究所で刑事学の講師を 序説

年に出版せられた。 Miller) が編集に当たつている刑事学叢書の第一巻として一九六〇

超え、 先に述べた「刑法、 その間殆んど中断なく発刊せられている。 刑事学及び警察科学雑誌」 は 誌齢半世紀を

前身 リカ刑法、 刑事学の歴史において一紀元を画するものであつた。その折にアメ nology-」が開催せられたことであろう。 まさに、 米 月に、シカゴのノースウェスタン大学において「刑法、 会議 アメリカ刑事学界において重要な歴史的出来事は、 「刑法及び刑事学雑誌」の創刊をみた。 -National Conference 刑事学協会が創立され、 of Criminal Law その機関誌として、 編集にゴウルトが当つ この出来事は 一九〇九年六 and Crimi-右の雑誌の 刑事学の全

る件」につき議され、委員会が設置されたが、 語で発刊する件、 右の会議では「外国語で発表された重要な刑事学関係の文献を英 それについての作品の選択と翻訳出版の世話をす 委員の中には、 パウ

ンド、 ウィグモアーの名が見えている

九七

(五六一)

九八

ロッパ刑事学者の主要な著作九点が出版せられたのである。即ち、書(Modern Criminal Science Series)として、当時の主導的なヨー

一九一一年から一七年迄の短期間内に、現代犯罪科学叢

Raymond Saleilles, Gustav Aschaffenburg, Raffaele Garofalo

Bernaldo de Quiros, Hans Gross, Cesare Lombroso, Gabriel Tarde,

右の中、ヒロスとサレイユを除き、他の七人は本書中で、その生Willem A. Bonger, Enrico Ferri の作品がそこで紹介せられた。

本書では、それに加えて、 英国から Bentham, Haviland, Mac-活懸と作品を中心とした紹介がなされている。

onochie, Maudsley, Goring, スペインの Montero, フランスの Durkheim, イタリアの Beccaria が紹介され、アメリカ人としては、わずかに Doe, Ray の名がある。

本書がアメリカの刑事雑誌に掲載された論文を集めたという事実を一方、論文執筆者の中十二人ものアメリカ人を算えていることは、

この事実は、

アメリカ刑事学の発展が比較的遅かつたことを示す

れている。

養形成過程、社会的及び学問的な影響にまで立ち入つて考察し、そ者、思想家の生涯につき、殊にそのライフ・ヒストリー、時代相、教いずれにせよ、このような、刑事学の発展 に とつ て重要な研究

ものであるかの証拠と言えよう。

加味したとしても、

現代アメリカ刑事学の発達がいかにめざましい

物の著作と、その人物に関する資料を掲示し、併せて、その論文のの幼時期、成年期での体験、知見と学説の形成との相関関係をみての幼時期、成年期での体験、知見と学説の形成との相関関係をみての幼時期、成年期での体験、知見と学説の形成との相関関係をみての幼時期、成年期での体験、知見と学説の形成との相関関係をみての幼時期、成年期での体験、知見と学説の形成との相関関係をみての幼時期、成年期での体験、知見と学説の形成との相関関係をみての幼時期、成年期での体験、知見と学説の形成との相関関係をみての幼時期、成年期での体験、知見と学説の形成との相関関係をみて

Ⅲ とりあげられた十七人は生年の順に従い、次のように並べらて、如何に本書が、内容豊かであるかがうかがえるからである。評せられた人と批評した人とにつき簡単に見てみよう。それによつ

執筆者を紹介していることは好ましい。

各個人についての論文を詳しく紹介することは本書にゆずり、

批

て、ない売まれた。 (産者は…ドリス て产土(学女受 モト アン し犯罪と刑罰に関する書は専制的な当時の社会に対する弾劾の書としべッカリーア――いわゆる古典学派の開祖とせられている。その

て、広く読まれた。(筆者はミネソタ 大学社会学教授 モナ ケシー

—Monachesi—)

の法秩序を批判した。古典学派の一人に 算えられる。 (筆者はオクベンサム――イギリス功利主義哲学の創始者。その立場から従来

ラホマ大学社会学教授ゲイス―Geis―)

した。後にバーミンガム 刑務所典獄。 マコノキー――イギリスの刑務所制度改革者。ノーフォーク島長 累進制、 特に点数制を採用して、 (筆者はオーストラリア=メ 行刑制度に大きな貢献を

を、

正面からとりあげてうち出したのがドウ判事であっ た。

ルポルン大学刑事学部長並びにビ ク ト リ ア最高裁判所判事バリー

—John Vincent Barry—)

現に刑務所制度を研究し、その建築をテーマとしているジョンスト ばれている。 り、光、温度、換気等の点で、収容者に社会復帰への機会を与える 採用されるに至つた。 べく改良し、完成せしめたモデルはペンシルバニア・システムとよ の刑務所に放射状の収容施設を建設したが、この様式は後に各国に わたり、ここで刑務所施設改良につくした実務家。チェリー・ヒル ハビランド――イギリスに生れ、 (筆者はペンシルバニア大学社会学科の スタッフで、 彼が刑務所 と して の機能に充分な考慮を配 ロシア訪問旅行の後アメリカに

精神病学教授、 献をした。 して、New Hampshere Rule を主唱した。(筆者は前ボストン大学 レイ――アメリカの精神病医で、医学と法律との関係に多大の貢 刑事責任につき、 アメリカ精神病学会長の任にもついたオーバーホル 精神異状に基づく無罪の主張の根拠と

 \sim -Johnston-)

ドウ――精神障害、 疾患が刑事責任を免除せしめる とい う判例

紹

介

٤

批

サーーOverholserー)

学的な結論を判決の中にはつきりととり入れた ことであつた。 者はニュー・ハンプシヤー最高裁判事のケニソン―Kenison―) ー・ハンプシャー最高裁の判事であつた彼は、前述のレイの精神医 モーズレイ――イギリスの精神病学者で、医学の立場から刑事責

病院の精神病医で、 るかについて、 多大の貢献をした。 任を研究した。その専門分野での成果を司法制度に如何にとり入れ ロンドン少年犯罪研究・処遇研究所委員のスコ (筆者はロンドンのモーズレイ

ットーScottー)

法医学者。(筆者はペンシルバニア 大学社会学助教授 ウォルフガン グーWolfgangー タルド――フランスの社会学者で、犯罪原因としての社会的要因

ロンブローゾ---近代刑事学の創始者とされているトリノ大学の

社会学教授ウィルソン・ヴァイン―Wilson Vine―) 刑罰哲学の二著で有名。(筆者はニューヨークの Keuka College の を強調し、有名な「犯罪模倣の法則」を主張した。比較犯罪論及び

の権威。グラーツ大学に刑事科学研究所を創設し、 しく主宰していた。 グロース――オーストリアの生んだ刑事採証学 (筆者はウィーン大学の刑法) (Kriminalistik) 刑事学教授グラ 刑事学雑誌を久

スペルガー―Grassberger―)

九九

(五六三)

(五六四)

8

ロンプローゾ学説を修正して、いわゆる実証学派を形成した。 ロファ -生来犯人を主張したことで有名。フェリーととも

(筆者はハーパート大学法学部教授アレン―Allen―)

ガロファロとともにイタリア刑事実証学派を創始し

と称せられている刑法改正案に 推進力として活躍した。(筆者ペン た。犯罪社会学に大きな寄与をしたが、一九二一年のフェリー草案

シルバニア大学社会学教授セリン―Sellin―)

デュルケイム――コントに次いでフランス社会学に貢献した人。

イオワ州立大学ランデン―Lunden―) その社会学の理論を刑罰理論、 自殺論につき応用した。(筆者はア

イタリア実証学派からの影響を受けているが、セ

モンテロ――スペインの刑法、刑事学に多大の寄与をなした理想

主義的な理論家。

けついだ人である。彼の立論の根本には、刑罰による制裁は専ら防 ネカにその起源を求めることの出来る「改善主義」の刑罰思想を受

社会防衛部長――-スペイン語系の南米諸大学で教授の職を歴任した 衛的な性質を有するという 主張が横たわつている。 (筆者は国連の

こともある――ロペス・レイ―Lopez-Rey―)

として有名である。 アシアフェンブルク――ドイツの 精神病理学者で、 及び、 (筆者はその高弟であつて、 戦時中ナチに追わ アシアフェンブルク犯罪心理学雑誌の創刊者 「犯罪と刑事

> ンのテルツで健筆をふるつているv・ヘンティッヒ—Hentig—) れてイエール、カリフォルニア州立大学等で活躍し、現在バイエル

ブローゾの犯罪人類学による 仮説を批判したことで有名。 マサチュセッツ大学社会学教授ドライバー―Driver―) ゴーリング――イギリスの犯罪学者。統計的方法を用いて、ロン (筆者は

会経済的原因を強調し、「犯罪と経済状況」なる著書を書いた。 が、経済的要因を余りにも軽視している。これに対して、犯罪の社

ボンガー――オランダの犯罪学者。素質を中心として考える立場

者はライデン大学の刑法、 IV このような多方面にわたる先駆者達が、これ又、多彩な執筆 刑事学の教授ベンメレン―Bemmelen―)

陣によつて、紹介批判されている本書には、その序曲とフィナーレ に、非常に適切な作品が置かれている。

重厚な筆致をもつて書かれている。豊かな文献を駆使し慎重な熟慮 でもつて貫かれている序文は、刑事学の歴史におけるパイオニアの マンハイムの序説は、いかにもこの人らしく、周到に用意され、

位置、重要なのは人なのか、それとも運動(Men or movements?)

証学派といつてもいろいろな差異のあるこの集団の個々につき分析 国際刑事学という視角から実証学派の位置を批判する。そして、実 なのかを概観してから、社会科学における実証主義の意味を論じ、

し、本書にあげられた諸群像をこの視点から眺め、

いわゆる実証主

義を批判した後に、第三学派の可能性を検討している。

古典派の見解と一致していると指摘する点(二三頁以下)に注目しながある。実証主義は刑事学に固有なものでも、又一般に実証主義とがある。実証主義は刑事学に固有なものでも、又一般に実証主義といわゆる古典派とよばれるものの業績の中にも同じものが見出されいわゆる古典派とよばれるものの業績の中にも同じものが見出されるし、いわゆる実証主義は刑事学に固有なものでも、又一般に実証主義とこの誘導の役割を演ずる序文には、非常に多くの注目すべき発言

個々の犯罪者の研究を出発点とすることの反省にある。て、刑法及び刑事学の思索の根本を近代的に改革するためにまず、に与えられた動揺、 単なる形而上学的な犯罪概念の整理で は なく研究すべしとする点と併せて、実証学派の批判によつて従来の学説すべいイムが特に強調していることは犯罪的態度の社会的意義を

ければならない

派にも実証学派にも属さない第三の解決の方向、即ち、マルク・ア説いている。その結論において、将来の、刑事学の課題は、古典学なものの重大なる責任を如何に扱うべきかの問題に到るべきことをなものの重大なる責任を如何に扱うべきかの問題に到るべきことをで能事終れりとする態度を肯定するわけではなく、責任概念及びそしかし、マンハイムは単なる個人の刑事責任を追及することだけ

紹介と批

評

向にあるのではないかと指摘している。

ンセルやフィリッポ・グラマティカ等の提唱する新社会防衛論の方

刑事学の歴史的発展と題され、これまでに述べられた十七人の群像ジェフェリー(アリゾナ州立大学社会学教授)の 手 になる終章は、

を中心とした刑事学の歴史が語られている。

由意思対決定論、刑罰の目的に分けて論じられている。形で指摘している。犯罪の定義、刑事学は科学なりや、犯罪人、自形で指摘している。犯罪の定義、刑事学は科学なりや、犯罪人、自

は、犯罪の社会的意義を強調し、個人を国家の侵害から保護するこす犯罪社会学の立場から、反対の意見を表明しているのである。彼特徴をもつた実証主義の優位に対して、アメリカ刑事学の主流をな理的動機を専ら科学的に(科学の名において)研究するという点にいるのは、従来、ともすれば個々の犯罪人及び犯罪に至る個々の心いるのは、従来、ともすれば個々の犯罪人及び犯罪に至る個々の心いるのは、従来、ともすれば個々の犯罪人及び犯罪に至る個々の心いるのは、従来、ともすれば個々の犯罪人及び犯罪に至る個々の心

としての社会に対する研究が当然予定されている。アメリカ刑事学Behavior)というモメントで両者を折衷した。そこには、行動の場論で争つていたのに対して、アメリカ刑事学が犯罪行動(Criminalーロッパ系の刑事学が、刑事学の対象を犯罪か犯罪人かという原則

段と化してしまう行きすぎた科学的刑事学に警告を発している。

とを第一の使命と考えた古典学派の機能を重視し、

個人を研究の手

Ħ

ラカッサ

| = =,

V・リス

ことは事実である。私共は、このような意味でのアメリカ刑事学の が、この意味でも多くの理論的恩恵をアメリカ社会学に負うている 思われるもの、サレイユ、ケトレー、 ۲,

ス的貴族の真似をしたがる階層から、プエル・トリカン、ニグロに

将来に多大の関心を払わざるを得ない。何故なら、大金持のイギリ

至る下層階層までの、極めて多様な社会的格差をはらみ、宗教的に

とするよりは、より身近に我が国の社会構造に似たものを示していも多様なアメリカの過去及び現在の社会が、ヨーロッパ社会を範型

刑事学の研究方法には、実に多様な方向からのアプローチの仕方ると考えるからである。

る。 る論理は、決して動的な社会には妥当しないことを我々は知つていがあることを本書は知らせてくれる。しかし、静的な社会に妥当す

くてはならない。

♥的に深く究明したという点で、まさにこの分野でのパイオニアで♥ 最後に、本書についての評価をしよう。本書は、刑事学を歴

パイオニア達の努力を、他山の石としてはならないと思う。

余りにも長いのに反して、タルド、アシァフェンブルク、ゴーリンる故に、長短よろしきを得ない。例えば、ロンブローゾの項など、欠点といえば、本書は計画的に書かれなかつた論文の集大成であある。この意味での長所、短所を併有している。

グなど短かすぎるように思われる。それに、当然扱われてもよいと

あるから、今後にまつものが多い。言うように、第二、第三の続巻が生まれることも期待できるわけでト、フォイエルバッハ等の名が見えない。もつとも、マンハイムも

しかし、何よりの本書の長所は、過去を知ることによつて、現在

の地固めをすることに寄与し、同時に序説と終章によつて、単なる

りたいものである。

寄稿者がアメリカにかたよることなく、

北欧の先駆者等も是非知

導せしめるところにある。すぐれた現代刑事学への入門書といわな歴史的教訓話にとどまることなく、同時に現代刑事学の争点へと誘

作が相次いで公刊せられていることを指摘しておこう。

終りに、刑事学叢書はその後順調に発刊せられ、

次のような諸労

No. 3. Rose; The Struggle for Penal Reform. (1961)

No. 2. Schaffer; Restitution to Victims of Crime. (1960)

No. 4. Tuttle; The crusade against capital punishment in

Great Britain. (1961)

No. 5. Rubin; Crime and Juvenile Delinquency. (1961)

(一九六二・三・二〇 稿)(宮沢浩一)